

海上自衛隊達第17号

海上システム開発隊の編制に関する訓令（令和5年海上自衛隊訓令第17号）第20条の規定に基づき、海上システム開発隊の内部組織に関する達を次のように定める。

令和5年3月31日

海上幕僚長代理

海上幕僚副長 海将 真殿 知彦

海上システム開発隊の内部組織に関する達
（総務科）

第1条 総務科に、次の4係を置く。

総務係

文書係

教育係

保全係

（指揮統制システム科）

第2条 指揮統制システム科に、次の2係を置く。

第1係

第2係

（通信ネットワーク科）

第3条 通信ネットワーク科に、次の3係を置く。

第3係

第4係

IT基盤システム係

（水上艦艇第1科）

第4条 水上艦艇第1科に、次の4係を置く。

水上艦艇第1係

水上艦艇第2係

水上艦艇第3係

水上艦艇第4係

（水上艦艇第2科）

第5条 水上艦艇第2科に、次の3係を置く。

水上艦艇第5係

水上艦艇第6係

水上艦艇第7係

（潜水艦科）

第6条 潜水艦科に、次の2係を置く。

潜水艦第 1 係

潜水艦第 2 係

(係長)

第 7 条 係に、係長を置く。

2 係長は、科長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

附 則

1 この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる達は、廃止する。

(1) 指揮通信開発隊の内部組織に関する達（平成 2 1 年海上自衛隊達第 2 9 号）

(2) 艦艇開発隊の内部組織に関する達（平成 2 1 年海上自衛隊達第 3 0 号）